## 意見公募要領

## 1 意見募集対象

日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の認可申請に対する総務省の考え方

## 2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口 [e-Gov] (http://www.e-gov.go.jp/)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/)の「報道資料」欄に掲載するとともに、総務省情報流通行政局放送政策課において配付することとします。

## 3 意見の提出方法

意見書(別紙様式)に氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は日本語で記入してください。

### (1) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 総務省 情報流通行政局 放送政策課 あて

併せて、意見の内容を保存したコンパクトディスク(CD)を添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

- ディスクの種類:追記型のコンパクトディスク(CD-R)又は書換型のコンパクトディスク(CD-RW)
- ファイル形式: テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)
- ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめご了承ください。

#### (2) FAXを利用する場合

FAX番号: 03-5253-5779

#### 総務省 情報流通行政局 放送政策課 あて

※ 担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

#### (3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: housou\_bosyuu\_\_a t mark\_\_soumu.go.jp 総務省 情報流通行政局 放送政策課 あて

- ※ スパムメール防止のため「@」を「\_\_atmark\_\_」表記にしております。 送信の際には恐れ入りますが、半角「@」に修正の上、お送りいただきますよう お願いいたします。
- ※ 添付ファイルは、テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又は ジャストシステム社一太郎ファイルの形式で提出してください(他のファイル形 式とする場合には、担当者までお問い合わせください。)。

なお、電子メールアドレスの受取可能最大容量は10MBとなっていますので、 それを超える場合には、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

## 4 意見提出期限

平成27年1月18日(日)17:00必着 ※ 郵送についても、期限内必着とします。

### 5 留意事項

- 意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・ 提出された意見は、電子政府の総合窓口 [e-Gov] に掲載するほか、総務省情報流 通行政局放送政策課にて配付します。
- ・ ご記入いただいた氏名(法人等にあってはその名称)、住所(所在地)、電話番号、 電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ なお、提出された意見とともに、意見提出者名(団体名及び団体の代表者名に限り、 個人で意見提出された方の氏名は含みません。)及び意見提出者(個人を含みます。) の属性(職業又は業種)を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名につ いて、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。
- また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

# 意 見 書

平成 年 月 日

総務省情報流通行政局 放送政策課 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の認可申請に対する総務省の考え方について、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	御意見